

白地手形の流通と不当補充の抗弁（二・完）

——ドイツ法を中心に——

渋谷 光 義

目次

- 一 はじめに
- 二 不当補充された後の完成手形の取得者保護
- 三 未補充白地手形の取得者と不当補充の抗弁（以上、四七卷一号）
- 四 補充権を信頼した白地手形の取得者保護の法律構成（以下、本号）
- 五 むすび

四 補充権を信頼した白地手形の取得者保護の法律構成

第三章では、白地手形の商慣習法として、「補充権の範囲について善意・無重過失であった白地手形の取得者が自ら合意に反する補充を行った場合に、この者が不当補充の抗弁から保護される」という規範がドイツの判

例・多数説によって承認されるに至った過程を詳しく確認した。これに関して検討を要するのが、「どのような法律構成に基づいて、右の規範が認められることになるのか」という点である。これは、白地手形の本質にも関係する基本問題として、ドイツにおいて予ねてより激しい議論が行われてきた問題点である。そのため、右の問題の解決に対しては、「白地手形の取得者の善意・悪意はどの時点で判断されるべきなのか」という問題点をめぐる理解のほかに、より根本的には「白地手形の所持人はどのような法律構成に基づいて補充権を取得するのか」という問題点をめぐる理解が決定的な影響を及ぼすことになる。

(一) 白地手形の成立に関する主観説

本章では、「どのような法律構成に基づいて、『補充権の範囲について善意・無重過失であった白地手形の取得者が自ら合意に反する補充を行った場合に、この者が不当補充の抗弁から保護される』という規範が認められるのか」という問題点を検討するが、その前提作業として、ドイツの判例・学説について予め確認しておくべき事柄がある。それは、ドイツの判例・学説が白地手形の成立に関する「主観説」に基づいて右の規範を承認した、という点である。

すなわち、白地手形と不完全手形とを区別する基準については、周知のように、「主観説」、「客観説」、「折衷説」の対立がある。これらのうち、ドイツの判例・通説は「主観説」を採用しており、この立場によれば、白地手形と不完全手形との区別の基準は、「当事者の主観的な意思」に求められることになる。すなわち、白地手形と不完全手形とともに手形要件を欠いた未完成手形であるという点で共通性を有している。しかしながら、白地手形においてはその完成が署名者によって意図されており、後日、未完成手形の所持人が補充に関する合意に従って

白地とされた手形要件を記載することにより、その未完成が排除される点で、白地手形は不完全手形と区別されるわけである。要するに、白地手形と不完全手形を区別する決定的な基準となるのが「補充権」であって、ドイツの判例・通説である「主観説」によれば、補充権は白地手形の署名者の意思を根拠として発生する。より具体的には、補充権は、白地手形の作成・交付の当事者間において証券外の合意に基づいて非設権的に授与されるものであって、白地手形上には表章されない。⁽⁸²⁾

本章の考察の対象である「どのような法律構成に基づいて、『補充権の範囲について善意・無重過失であった白地手形取得者が自ら合意に反する補充を行った場合に、この者が不当補充の抗弁から保護される』という規範が認められることになるのか」という問題点については、「白地手形の所持人はどのような法律構成に基づいて補充権を取得するのか」という問題とも関連して、各種の見解が主張されている。⁽⁸³⁾

(二) 債権譲渡による補充権の移転

「白地手形の成立に関する「主観説」を前提として、ドイツの通説は、白地手形の譲渡の中に、次の二つの事象を認めてきた。すなわち、一つが「証券所有権の物権法的な譲渡」⁽⁸⁴⁾であり、もう一つが「補充権の譲渡」である。これらのうち、「補充権の譲渡」について、通説は、ドイツ民法の債権譲渡に関する規定（とりわけ、ドイツ民法第四一三条）に従って、補充権が移転されるものと考えている。⁽⁸⁵⁾ すなわち、手形の要式証券性を前提とするかぎり、白地とされた要件の補充により手形証券が完成していない以上、署名者の手形債務負担は未だ存在しておらず、白地手形の譲渡は決して手形債権を移転させない。それ故に、白地手形の譲渡の中には「証券所有権の物権法的な譲渡」と「補充権の譲渡」が含まれており、ドイツの通説によれば、白地手形の所持人は債権譲渡（Abtretung）

による補充権の移転の効果として補充権を取得する、というのである。⁽⁸⁶⁾

このような理解を踏まえて、ドイツの通説は、白地手形の取得者の善意・悪意を判断すべき時点に關して、白地手形の補充時に善意であることを要求し、この者が善意で白地手形を補充して手形を完成させた場合には、この者が補充後の完成手形の文言に従って手形債権を取得すること（「いわゆる「手形債権の善意取得」を認めている」⁽⁸⁷⁾）。つまり、ドイツの通説によれば、白地の補充により完成手形が作り出されたのか否かによって法規の適用が厳格に区別されており、白地とされた要件が補充されるまでは、補充権の譲渡について民法の債権譲渡に関する規定が適用されるが、これに対して、白地の補充によって手形が完成した暁には、もはや民法の債権譲渡に関する規定は適用されず、抗弁の許容は手形条例ないし統一手形法に従って決定され、白地手形の善意の補充者は完成手形の文言に従って手形債権を取得する。以上のような法律構成に基づいて、ドイツの通説は、「補充権の範囲について善意・無重過失であった白地手形の取得者が自ら合意に反する補充を行った場合に、この者が不当補充の抗弁から保護される」という規範を認めるわけである。

しかし、右のようなドイツの通説に対しては、補充権を信頼した白地手形の取得者の保護を否定する「少数説」から、次のような批判がなされている。すなわち、「白地手形の譲渡の中に補充権の債権譲渡を認める以上、補充権の善意取得は認められない。債権譲渡法は表章されない権利の善意取得を知らない。補充権は白地手形証券上に表章されない。補充権の譲渡にはドイツ民法第四一三条が適用されるから、補充権を善意で取得することはできず、たとえ白地手形の取得者が善意で白地とされた手形要件を補充したとしても、債権譲渡法の観点からすれば、彼は完成手形の文言に従った手形債権を生み出すことができない」という批判である。⁽⁸⁸⁾

（三） 白地手形補充の遡及効

そのため、ドイツの通説は、次のような理論構成に基づいて、少数説からの批判を回避しようとする。すなわち、「白地手形の譲渡の中に補充権の債権譲渡を認める以上、これにより譲渡人が有していた内容の補充権が譲受人に承継される。しかし、この者が善意で補充権の範囲を超える補充を行なった場合には、遡及的に有効な手形が成立した。補充後の白地手形取得者の手形債権は、民法上の債権譲渡のように前者の権利に基づくのではなく、白地手形の署名者の文言的な債務負担に基づく」という理論構成である。⁹⁰つまり、ドイツの通説は、白地手形の補充に「遡及効」を認めることにより、白地手形の署名者が始めから補充後の完成手形の文言に基づく手形債務を負担していたものとみなすことを通じて、白地手形の善意の補充者が完成手形の文言に従った手形債権を取得することを肯定するわけである。

しかしながら、白地手形の善意の補充者が完成手形の文言に従った手形債権を取得することに対する根拠として、白地手形補充の遡及効を挙げたのでは不十分であり、説得力を欠くというべきである。すなわち、白地手形の譲渡の中に補充権の債権譲渡を認める以上、白地手形の署名者が授与した補充権の範囲において、白地手形の取得者は署名者の手形債務負担を有効に成立させることができる。それ故に、ドイツの通説の説明では、「白地手形の補充に遡及効が認められるとすると、白地手形の善意の取得者が合意に反する補充を行っているにもかかわらず、どのような理由に基づいてそれが適法な補充となり、この者が完成手形の文言に従った手形債権が取得することになるのか」という点が十分に明らかにされていない。つまり、ドイツの通説の説明には論理の飛躍が存在しており、白地手形の善意の補充者による補充後の完成手形に基づく手形債権の遡及的取得を肯定することは、その理論的な前提として、白地手形の取得者による「補充権の権利外観的取得」(Rechtsscheinerwerb der

Ausfüllungsbefugnis)⁽⁹²⁾——そのような権利外観的取得を補充権の債権譲渡をもってしては根拠づけることができない。——を認めていることになる。⁽⁹³⁾

以上の通説の問題点を踏まえて、白地手形の所持人による補充権の取得を債権譲渡に関する思考から切り離して構成する諸説が主張されるに至っている。

(四) 補充権の複数授権

一部の学説は、白地手形の作成・交付によって白地手形の署名者は第一の受領者に対してばかりでなく後の白地手形の取得者に対しても補充権を授与することを認めることで、白地手形の取得者による補充権の権利外観的取得を理論的に根拠づけるようとする。つまり、これは手形理論における複数契約説（＝裏書人媒介説⁽⁹⁴⁾）の考え方を白地手形に対して応用するものであって、このような見解を補充権の複数授権説を呼ぶことができる。⁽⁹⁵⁾ Beuthien は、補充権の複数授権説について、次のように説明している。すなわち、

「白地手形の債務負担の引受は、すでに示されたように、同時に補充権の授与を意味する。それ故に、白地手形の署名者は補充により条件付けられた彼の債務負担の意思表示を手形受取人として白地手形の中に指定された人および同時に裏書によって指図されたすべての後の手形所持人に対して発するように、彼は白地手形の最初の交付とともに第一の白地手形の受領者に対してばかりでなく同時に後のすべての白地手形の受領者（手形受取人および被裏書人）に対しても『第一の白地手形の受領者と為された合意どおりに証券を補充すること』を授権する。裏書によって指図されたすべての白地手形の受領者が彼の前者の条件付手形権利を取得するのではなく固有の条件付手形権利を取得するように、第一の受

領者は彼の形成権（＝補充権——筆者注）を第二の受領者へ譲渡する（alienate）必要はない。証券を手形受取人または被裏書人として取得するところのすべての白地手形所持人は、他人の補充権を取得するのではなく、固有の補充権を取得する。」

要するに、Beuthien の見解では、手形理論として複数契約説（＝裏書人媒介説）を採用し、白地手形の作成・交付による補充を条件とする条件付手形権利の成立を肯定したうえで、白地手形の譲渡において権利の承継が行われるのはもっぱら証券の所有権だけであって、他方、補充を条件とする条件付手形権利と補充権は承継取得されず、その都度、白地手形の取得者のもとで固有に取得される、というのである。

右のような前提的理解を踏まえて、Beuthien は、白地手形の取得者による補充権の権利外観的取得について、次のように述べている。⁹⁶ すなわち、

「その結果として、補充権の善意取得にとって必要な権利外観は、白地手形の所持人と——前者——第一の白地手形の授与者との関係ではなく、白地手形の署名者とその都度の最後の白地手形所持人との関係で探し求められるべきである。無権利者からの権利取得に関係する諸々の善意規定ではなく、諸々の外観的表示への拘束に関する諸原則が持ち出されるべきである。

複数授権の考え方から見れば、人は次のように述べることができる。すなわち、白地手形を流通させる人は、それと同時に『証券の占有と内容によって証明されたすべての後の受領者は、前者によって伝えられた範囲で白地手形を補充する権利が付与されるべきである』という権利外観を基礎づける。この権利外観は白地手形の署名者に通常帰責可能で

ある。なぜなら、白地手形の署名者は、彼によって署名された白地手形の交付によって白地手形の受領者およびその後
に続く者を信頼して、白地手形の流通に結び付けられた不当補充の危険を意識的に引き受けたからである。」

すでに見たように、補充権の複数授権説によれば、補充権は白地手形の第一の受領者ばかりでなく後の白地手
形の取得者のもとで固有に取得されるから、このような理解を前提とすれば、白地手形の署名者と後の白地手形
の取得者との間に直接的に補充権の権利外観が基礎づけられることになって、比較的容易に補充権の権利外観的
取得を根拠づけることができるであろう。しかしながら、補充権の複数授権説に対しては、あまりにも擬制的な
法律構成であるといわざるをえない。⁽⁹⁷⁾ すなわち、この見解が前提としている複数契約説に対しては、根本的な疑
問点として、署名者の手形債務負担の申込みの意思表示は裏書人を通じて手形取得者に対して到達しているとし
ても、手形取得者の承諾の意思表示は署名者に到達していない、という問題がある。つまり、手形の指図証券性
を前提とすれば、手形は裏書によって債務者の知らないところで流通するから、満期における支払呈示があるま
で、債務者は「誰が現在の手形債権者であるのか」を確認することができない。それ故に、署名者と裏書によつ
て手形を取得した者（＝第三取得者）との間で意思表示の合致は存在しない。かりに署名者と裏書によって手形
を取得した者との間で手形上の契約が成立することを認めるとしても、手形取得者は署名者との直接の契約の効
果として手形上の権利を取得するから、複数契約説では、裏書の効果、とりわけ裏書の権利移転的効力（手形条
例第一〇条、統一手形法第一四条一項）をうまく説明することができない。以上の複数契約説に対する批判は補充
権の複数授権を認める立場にも基本的に妥当するのであって、白地手形は裏書（受取人の記載がある場合）または
引渡（受取人白地の場合）によって署名者の知らないところで流通するから、支払呈示があるまで誰だか分から

ないような白地手形の取得者と白地手形の署名者との間で条件付手形債務負担の意思表示が合致する余地はないし、補充権授与の意思表示が合致する余地もない。さらに、補充権の複数授権説によれば、条件付手形権利と補充権は承継取得されず、その都度、白地手形の取得者のもとで固有に取得されるから、この見解に対しては、白地手形の第一の受領者が白地を補充することなくこれを裏書した場合に、第一の受領者が取得した条件付手形債権と補充権は一体どうなるのか、消滅するのかもしれないのか、もし消滅するとすればそれは如何なる理由に基づくのか、という点でも疑問が残る。⁹⁹

以上要するに、補充権の複数授権説は、その法律構成が擬制的であるが故に、それに派生して各種の疑問を次々と生じさせてしまうわけである。それ故に、補充権の複数授権説に対しては、その法律構成自体に問題があるという批判が可能であろう。

(五) 条件付手形債権と補充権の統一的な移転

これに対して、他の学説は、補充を条件とする条件付手形債権と補充権との結び付きを重視する立場から、条件付手形債権と補充権が統一的な地位を構成するものと理解して、それが手形法上の原則に従って移転することを認めることで、白地手形の取得者による補充権の権利外観的取得を根拠づけようとする。Hueck/Canarisは、この点について、次のように説明している。すなわち、

「ドイツ民法第四一三条に従った補充権の移転にとって邪魔になるのが補充権の手形との結び付きであり、そして、その結び付きが統一的な移転を容易に想起させる。それ故に、手形からの条件付権利および補充権を統一的な地位とみ

なして、その統一的な移転を手形法上の諸原則に従って許容することが最も良いように思われる。」

すなわち、たとえ白地手形の作成・交付による補充を条件とする条件付手形債権の成立を想定しても、債権譲渡による補充権の移転に固執するかぎり、補充権の権利外観的取得を理論的に根拠づけることはできない。そこで、Hueck/Canarisは、条件付手形債権の条件を成就させる役割を果たすのが補充権であるから、両者の結び付きを徹底させて、条件付手形債権と補充権が統一的地位を形成し、それが統一的に移転されることを認めるわけである。しかしながら、この見解では、「条件付手形債権と補充権が統一的に移転されるとすると、その際、どのような理由に基づいて、補充権の移転について民法の債権譲渡の関する規定の適用が排除されて、補充権の権利外観的取得が認められることになるのか」という点が明らかにされていない。条件付手形債権と補充権からなる統一的地位が手形法の諸原則に従って移転されるというのは結論そのものであって、決して理由にはなりえない。それ故に、補充権の権利外観的取得が認められること、ひいては手形に非ざるもの対して手形法の諸原則が適用されることについて、その根拠が明確に示される必要がある。それに加えて、Hueck/Canarisの見解は、理論的な前提として、白地手形の作成・交付によって補充を条件とする条件付手形債権が成立することを認めているが、このような理解にも問題がある。すなわち、白地手形は白地とされた要件が補充されて初めて完成手形となつて、白地手形の署名者は手形署名者として手形債務を負担する。つまり、白地手形の署名者は白地手形の作成・交付の時点で手形債務を負担するのではなく、白地とされた手形要件の補充により基本手形が完成した時点で初めて手形債務者となつて、手形責任を負担する。要するに、白地手形においては、すでに成立した手形債権・債務の効力が停止しているのとは異なり、白地とされた要件の補充により基本手形が完成して初めて手形債

権・債務の内容が確定し、それによって手形債権・債務が発生するわけである。それ故に、たとえ条件付であるとしても、白地とされた手形要件の補充により基本手形が完成する以前に手形債権・債務の成立を認める見解に対しては、手形の要式証券性・設権証券性に反するという批判が可能である。¹⁰⁵⁾

(六) 白地手形証券の所有権の譲渡に追隨した補充権の移転

以上の検討から、補充権の複数授権を認める見解にも賛成することができず、白地手形の譲渡によって条件付手形債権と補充権が一体となって統一的に移転されることを認める見解にも賛成することができないとすると、債権譲渡によらずに補充権を移転する方法として容易に想起されうるのが、白地手形証券の所有権の譲渡に追隨した補充権の移転であろう。つまり、これは補充権の移転に関して白地手形証券との結び付きを重視した見解であつて、Staub/Strauz『手形法の注釈書』（第三版）（一九三四年）は、この点について、次のように説明している。¹⁰⁶⁾

すなわち、

「補充権の移転は、未完成手形についての権利の移転、規則的に所有権の移転によって行われる。¹⁰⁶⁾」

「補充権の移転可能性は『補充権は別個に移転される』という点で理解されるべきではない。それはむしろ証券についての権利の切り離すことのできない構成要素を形成する。¹⁰⁶⁾」

つまり、白地手形は補充権の行使による完成が予定された未完成手形であるから、補充権と未完成手形がそれぞれ別個に譲渡されると、補充権の帰属と未完成手形の帰属とが喰い違ってしまい、白地手形はその目的を達成

することができない。そして、この目的を達成するためには、白地手形の譲渡において、未完成手形と一緒に補充権が移転される必要がある。それ故に、Staub/Stranzは、補充権をもって未完成手形の所有権の切り離すことのできない構成要素として理解することで、未完成手形の所有権の譲渡と一緒に補充権が移転されることを認めるわけである。しかしながら、このような説明は、何らかの方法で補充権が白地手形証券上に表章され、¹⁰⁶白地手形証券の所有権の効力として補充権が発生するかのような印象を与えることになって、白地手形の成立に関する「主観説」の理解と相容れず、適切な説明であるとはいえない。¹⁰⁷

その後、Stranz『手形法』(第一四版)(一九五二年)は、右の説明を改めて、補充権と未完成手形との結び付きについて、次のように述べている。¹⁰⁸すなわち、

「通説は(またRG 88, 421; 129, 338も)白地手形の譲渡の中に補充権の債権譲渡を認める。私の考えでは、証券についての所有権の取得とともに補充権は容易に取得者に受け継がれる。そして、その補充権は証券と別個に移転することができず、証券についての権利に結び付けられた形成権である。」

ここで、Stranzは、もはや補充権が未完成手形の所有権の切り離すことのできない構成要素であるとは考えておらず、より端的に、補充権を未完成手形に結び付けられた付随的な権利として理解している。¹⁰⁹このような説明は——前述のStaub/Stranzの説明とは対照的に——白地手形の成立に関する「主観説」と矛盾する印象を与えることがなく、補充権と未完成手形との不可分な関係を表す説明として適切なものであると考えることができるであろう。そして、両者の関係を右のように理解する場合には、未完成手形と補充権はともに白地手形所持人の

法的地位を構成するから、白地手形の譲渡において、補充権は——未完成手形とは別個に移転することができず——未完成手形の所有権の譲渡に追隨して未完成手形の取得者に移転される¹⁰⁾。具体的には、証券外で非設権的に授与された補充権が未完成手形の裏書（受取人の記載がある場合）または引渡（受取人白地の場合）によって有価証券的に未完成手形の取得者に移転されるわけである。このような補充権の移転に関する法律構成のもとでは、補充権の債権譲渡は存在しないから、善意取得を原則として認めていない民法の債権譲渡に関する規定との矛盾を回避することが可能となる¹¹⁾。つまり、白地手形の譲渡においては、補充権が未完成手形の裏書または引渡によって有価証券的に移転されるのが原則であって、このような補充権の有価証券的移転については、民法ではなく、商慣習法がその効力を定めるべきものであるから、その際、「補充権の権利外観的取得」が必然的に不可能とされることにはならない¹²⁾。

かくして、白地手形の譲渡において、証券外で非設権的に授与された補充権が未完成手形の所有権の譲渡に追隨して（＝未完成手形の裏書または引渡によって有価証券的に）移転されると理解する場合には、体系の崩壊に苦しむことなく、白地手形の取得者による「補充権の権利外観的取得」を根拠づけるための理論的な基盤を提供することが可能になるものと考えられる。それ故に、白地手形の所持人による補充権の取得に関する法律構成については、補充権が未完成手形の所有権の譲渡に追隨して（＝未完成手形の裏書または引渡によって有価証券的に）移転される、という構成が支持されるべきであり、このような理解を踏まえて、「補充権の権利外観的取得」が検証されるべきである。

(七) 補充権の権利外観的取得

すでに第三章で確認したように、「補充権の権利外観的取得」を認めることに対しては、補充権を信頼した白地手形の取得者の保護を否定する「少数説」から激しい批判が加えられている。少数説の批判は、大別すると、次の三つの点に集約される。第一点目として、「補充権は民法の債権譲渡に関する規定に従って移転されるから補充権の権利外観的取得は不可能である」という批判である。⁽¹²⁾第二点目として、「白地手形上に補充権の外観は存在しない」という批判である。すなわち、白地手形の成立に関する「主観説」によれば、補充権は証券外で非設権的に授与されるから、補充権は白地手形上に表章されず、白地手形証券自体から「補充権が存在するのか、どんな範囲で補充権が存在するのか」は明らかにならない。⁽¹³⁾それ故に、少数説は「白地手形証券は、補充権の存在およびその範囲の拠りどころを提供せず、その限りで補充権に関する権利外観をそれ自体に含んでいない」と批判する。⁽¹⁴⁾第三点目として、「白地手形の取得者は、署名者に補充権の存在・範囲を自ら確認することができるから、補充権の存在・範囲のリスクを負担せしめられても仕方がない」という批判である。⁽¹⁵⁾

以下では、少数説による批判を踏まえて、「補充権の権利外観的取得の可否」を検証することにしよう。いうまでもなく、補充権の権利外観的取得の可否とは、「白地手形の譲渡の際に、譲渡人が彼と署名者との間で合意された補充権の範囲を逸脱して譲受人にその範囲を告げた場合に、譲渡人の指示を信頼した譲受人は譲渡人によって指示された範囲の補充権を原始取得することができるのか」という問題、換言すれば、「この場合に、白地手形の譲受人は補充権の範囲に関する譲渡人の指示に従って白地とされた手形要件を補充することが許されるのか」という問題である。⁽¹⁶⁾

少数説による批判のうち、まず、第一点目の批判が「補充権は民法の債権譲渡に関する規定に従って移転され

るから、補充権の権利外観の取得は不可能である」という批判である。この批判に関しては、すでに検討済であった、右の批判が妥当するものでないことは多言を要しないであろう。

続いて、第二点目の批判が「白地手形上に補充権の外観は存在しない」という批判である。確かに、白地手形の成立に関する「主観説」によれば、補充権は白地手形上に表章されず、白地手形上には補充権の外観が存在していない。しかしながら、白地手形においては、未完成手形の作成・交付とともに補充権が授与され、未完成手形の所有権の譲渡に追隨して（＝未完成手形の裏書（受取人の記載がある場合）または引渡（受取人白地の場合）によって）補充権が移転するから、その結果、白地手形の所持人は未完成手形と一緒に補充権を取得する。このように、白地手形の所持人は未完成手形と一緒に補充権を有しているから、反対に、「ある人が裏書連続のある未完成手形（受取人の記載がある場合）または受取人白地の未完成手形を占有している場合には、その人のもとに補充権が存在する」という蓋然性が極めて高いものと考えられる。つまり、この場合には、かかる未完成手形の占有が補充権の徴憑となるから、白地手形を譲り受けようとする者は、譲渡人による未完成手形の占有とそれに結び付けられた補充権を信頼して当該白地手形を取得するわけである。それ故に、白地手形の成立に関する主観説のもとでも、裏書連続のある未完成手形（受取人の記載がある場合）または受取人白地の未完成手形の占有者のもとに「補充権が存在する」という外観が基礎づけられていると考えることができるであろう。これに対して、主観説のもとで問題となるのが、「その際、いかなる範囲の補充権が存在するとの外観があるのか」という点である。この点に関しては、白地手形の譲渡の際に、譲渡人が彼と署名者との間で合意された補充権の範囲を逸脱して譲受人にその範囲を告げた場合に、譲受人が署名者に対して補充権の範囲を照会したのか否かを区別して検討する必要がある。まず、①譲渡人が彼と署名者との間で合意された補充権の範囲を逸脱して譲受人にその範囲を告げ

たときに、譲受人が白地手形の署名者に対して補充権の範囲を照会して、署名者が「譲渡人から告げられた範囲の補充権が存在する」と回答した場合である。この場合には、署名者の回答によって「その範囲の補充権が存在する」という外観が直接的に基礎づけられるとともに、このような外観の作出について白地手形の署名者に帰責性を認めることができるであろう。⁽¹⁸⁾ 続いて、②白地手形の譲受人が、署名者に対して補充権の範囲を照会することなく、譲渡人によって告げられた補充権の範囲を信頼して白地とされた手形要件を自ら補充した場合であるが、この場合にも、「譲渡人によって告げられた範囲の補充権が存在する」という外観を認めることが可能である。すなわち、白地手形の署名者は、白地手形の作成・交付によって、第一の受領者が補充権の範囲を逸脱して行動する危険を作り出した。とりわけ、白地手形の第一の受領者が白地とされた手形要件を自ら補充することなくこれを第三者に譲渡するときに、第一の受領者が補充権の範囲を逸脱して白地手形の譲受人にその範囲を告げる場合には、これによって、右の危険が顕在化するとともに、「譲渡人のもとにその範囲の補充権が存在する」という外観が作り出されるわけである。以上のような危険性が存在するにもかかわらず、白地手形の署名者は、第一の受領者が補充権の範囲を逸脱して行動する危険性を認識したうえで、この者に対して白地手形を作成・交付しているから、これにより、白地手形の署名者は、譲渡人（＝第一の受領者）が補充権の範囲を不当に指示する原因を自ら作り出し、「譲渡人によって告げられた範囲の補充権が存在する」という外観の作出のきっかけを与えたことを通じて、このような補充権の外観作出に関与していたものと考えることができる。⁽¹⁹⁾ それ故に、白地手形の譲渡人が実際に補充権の範囲を逸脱して譲受人にその範囲を告げた場合には、「譲渡人によって告げられた範囲の補充権が存在する」という外観が基礎づけられるとともに、このような外観の作出について白地手形の署名者に帰責性を認めることができるであろう。⁽²⁰⁾

最後に、第三点目の批判が「白地手形の取得者は、署名者に補充権の存在・範囲を自ら確認することができるから、補充権の存在・範囲のリスクを負担せしめられても仕方がない」という批判である。確かに、これは一般論としてもつともな批判であるが、右の批判は必ずしも全面的に妥当するわけではない。むしろ、この点に関しては、「どのような手形要件が白地とされたのか」という基準に従って個別的に検討される必要がある。すなわち、白地とされる手形要件として実際上問題となるのが、「金額」、「満期」、「受取人」、「振出日」であろう。これらのうち、「金額」、「満期」のような重要な手形要件が白地とされた場合には、白地手形の作成・交付の当事者間において何らかの形で補充されるべき内容が限定されているのが通常である。従って、これらの重要な手形要件が白地とされた場合には、白地手形の取得者は白地手形の署名者に対して何らかの方法で補充権の範囲に関する調査・確認を行なうべきであり、この場合に、もし白地手形の取得者が譲渡人の指示を軽率に信用して、補充権の範囲に関する調査・確認を怠ったとすれば、原則として、この者には重過失があるものと考えられる¹⁰⁾。これに対して、手形要件の中でも、「受取人」、「確定日払手形の「振出日」などの要件については、白地手形の作成・交付の当事者間において、補充すべき内容が限定されることなく、白地手形の取得者がどのような補充を行っても構わない旨が合意されるのが通常であるから、これらの要件については、原則として、不当補充に関する問題が生じないというべきである。かりに、これらの要件について白地手形の作成・交付の当事者間において補充すべき内容が限定されており、善意の白地手形の取得者が合意に反する補充を行ったとしても、この者に対して重過失の非難が帰せしめられることはないであろう。

以上の検討から判断すると、少数説による批判は全面的に妥当しないことが明らかとなる。「補充権の範囲について善意・無重過失であった白地手形の取得者が自ら合意に反する補充を行った場合に、この者が不当補充の

抗弁から保護される」という規範は、「補充権の権利外観的取得」という法律構成に基づいてこれを理論的に根拠づけることが可能であり、白地手形の成立に関する「主観説」とも矛盾しない。

また、実際上の観点から考えても、白地手形の存在を肯定し、その有価証券的流通を承認する以上、補充権を信頼した善意・無重過失の白地手形の取得者保護が認められる必要がある。白地手形の有価証券的流通に対しては、「善意取得」(統一手形法第一六条二項)と「人的抗弁の切斷」(統一手形法第一七条)と同様の流通法則が認められているから、⁽¹³⁾これとの均衡から考えても、「補充権の権利外観的取得」が認められて然るべきである。それに加えて、「譲渡人が白地とされた手形要件の補充により完成手形として譲渡するのか、それとも、未補充のまま白地手形として譲渡するのか」は、譲受人にとって偶然的事情に左右される。もし完成手形を取得した者の保護しか認められないとするならば、譲受人が不当補充の抗弁を対抗される危険を回避するためには、譲渡人に予め白地とされた手形要件を補充して貰ったうえで完成手形として譲り受けることが必要なる⁽¹⁴⁾。これに対して、譲渡人が白地とされた手形要件の補充に協力してくれない場合には、白地手形の譲受人は自ら白地を補充せざるを得ず、その結果、署名者から不当補充の抗弁を対抗される危険に曝される。このような危険を回避しようとするれば、白地手形を譲り受けようとする者は、常に必ず補充権の範囲を署名者に調査・確認したうえで白地手形を取得するか、あるいは、白地手形の取得そのものを断念するか⁽¹⁵⁾の対応を迫られることになる。いずれにしても、「完成手形を取得したのか否か」という基準により善意・無重過失の取得者に対する署名者の手形責任の可否を決定する解釈は白地手形の流通を阻害する。

(八) 善意・悪意の判断時点

最後の問題点として検討を要するのが、「白地手形取得者の善意・悪意を判断すべき時点」である。この問題点については、すでに第三章で確認したように、白地手形の取得時に善意であれば足りるとする見解と白地手形の補充時に善意であることを要求する見解がそれぞれ主張されているが、このような対立の根底には「白地手形の譲渡の中に補充権の債権譲渡を認めるのか否か」という問題点をめぐる見解の相違が存在する。すなわち、白地手形の譲渡の中に補充権の債権譲渡を認める見解が主として白地手形の補充時に善意・無重過失であることを要求するが、これに対して、白地手形の所持人による補充権の取得を債権譲渡に関する思考から切り離して構成する諸説が白地手形の取得時に善意・無重過失であれば足りるものと考えている。

この問題点に関しては、次の理由から、白地手形の取得時に善意・無重過失であれば足りるとする説が支持されるべきであろう。

第一に、白地手形の補充時に善意・無重過失であることを要求する見解は、その理論的な前提として、白地手形の譲渡の中に補充権の債権譲渡を認めているが、このような理解が適切ではないことはすでに検討したとおりである。

第二に、白地手形においては、未完成手形と補充権が一体となって取引の対象とされ、法的保護に値する白地手形の所持人の地位を構成している。このような白地手形の流通は「補充権の行使によって手形を完成させた時点には、完成手形の所持人が手形上の権利を行使することができる」という期待によって支えられており、白地手形の善意の取得者が後発的な悪意に恐れることなくいつでも白地とされた手形要件を補充することができる⁽²⁶⁾と信賴することができる場合のみ、白地手形の流通力は完全な範囲で確保される⁽²⁶⁾。従って、白地手形を取得した時

点よりも後の時点で善意・無重過失であることを要求することは、白地手形の流通力の一部を奪い取る。⁽¹⁷⁾

第三に、白地手形の取得者は、取得の時点で対価としての反対給付をもたらすのであって、白地手形の補充の時点で反対給付をもたらさない。従って、取引利益の観点からすれば、対価を支出した白地手形の取得者は、取得の時点ですでに保護に値する。⁽¹⁸⁾

第四に、白地手形の譲渡には、白地手形の第一の受領者を始めとして複数の者が関与するから、白地手形が取得された時点に関しては、比較的容易にこれを特定することが可能である。これに対して、白地手形の補充はもっぱら補充権者たる白地手形の所持人の意思に基づいて行われ、しかも、それは外部に閉ざされた生活領域内で行われるから、外部の者が白地手形の補充の時点特定することは極めて難しい。⁽¹⁹⁾ その結果、白地手形の補充時に善意・無重過失であることを要求する解釈のもとでは、白地手形の署名者にとって、白地手形の取得者の悪意・重過失を証明することが著しく困難になってしまう。従って、善意・無重過失を判断すべき時点に関しては、一義的に決定することができる時点が標準とされる必要があり、それは白地手形を取得した時点でなければならぬ。⁽²⁰⁾

以上の理由から、白地手形の取得者の善意・悪意を判断すべき時点については、白地手形の取得時に善意・無重過失であれば足りるとする説が支持されるべきである。

(九) 小括

本章では、「どのような法律構成に基づいて、『補充権の範囲について善意・無重過失であった白地手形の取得者が自ら合意に反する補充を行った場合に、この者が不当補充の抗弁から保護される』という規範が認められる

のか」という問題点について詳しく検討してきた。ドイツにおいて、右の規範は——白地手形の成立に関する主観説を踏まえて——「補充権の権利外観的取得」という法律構成に基づいて承認されているが、ドイツの通説は白地手形の譲渡の中に補充権の債権譲渡を認めることを理論的な前提として右の規範を承認した。しかしながら、このような通説の理解は補充権の権利外観的取得と正面から矛盾する。補充権の権利外観的取得を説明するため、一部の学説は補充権の複數授權を認める見解を主張し、他の学説は条件付手形債権と補充権の統一的な移転を認める見解を主張しているが、いずれの見解も理論的な問題点を含んでおり、説得的な説明にはなっていない。他方、補充権の権利外観的取得に反対する少数説の批判も全面的には妥当しない。それ故に、ドイツ法の解釈として、「補充権の範囲について善意・無重過失であった白地手形の取得者が自ら合意に反する補充を行った場合に、この者が不当補充の抗弁から保護される」という規範は、「白地手形の譲渡において補充権が未完成手形の所有権の譲渡に追隨して（＝未完成手形の裏書または引渡によつて有価証券的に）に移転される」という理解を前提として、「補充権の権利外観的取得」という法律構成に基づいて——体系的な矛盾に陥ることなく——これを理論的に根拠づけることが可能である。これに関連して、白地手形の取得者の善意・悪意を判断すべき時点については、白地手形の取得時に善意・無重過失であれば足りるとする説が支持されるべきである。

注

- (81) 白地手形の成立に関する主観説を採用する判例・学説は枚挙に暇がないが、以下では、代表的な判例・学説を挙げた。ROHG 13, 298 (299); RGZ 2, 89 (91); RGZ 32, 69 (71); RGZ 108, 389 (390); BGH WM 1957, S. 1405; BGH WM 1969, S. 1232; BGH WM 1992, S. 907; Bernstein, a. a. O. (Note 29), S. 60; Rehbein/Mansfeld, a. a. O. (Note 47), S. 31; Quassowski/Albrecht, a. a. O. (Note 7), S. 73f.; Staub/Stranz, a. a. O. (Note 56), S. 155; Stranz a. a. O. (Note 63), S. 78;

Jacobi, a. a. O. (Note 58), S. 480ff.; Rehfeldt, a. a. O. (Note 59), S. 54; Zöllner, a. a. O. (Note 62), S. 76; Alfred Hueck/Claus Wilhelm Canaris, *Recht der Wertpapiere*, 12. Aufl., München 1986, S. 118f.; Sedatiz, a. a. O. (Note 63), S. 104; Müller-Christmann/Schnauder, a. a. O. (Note 63), S. 54; Baumbach/Hefermehl/Casper, a. a. O. (Note 63), S. 139f., 141.

- (82) これに対して、白地手形の成立に関する「主観説」の中でも、Jacobiは証券外の合意に基づいて授与された補充権が白地手形上の表章される旨を述べている (ders., a. a. O. (Note 58), S. 492)。しかし、ドイツでは、補充権が白地手形上に表章されるという理解は少数説である。Vgl. Baumbach/Hefermehl/Casper, a. a. O. (Note 63), S. 143; Hueck/Canaris, a. a. O. (Note 81), S. 122.

- (83) 本章を執筆するにあたり、Volker Beuthien, *Blankowechsel und guter Glaube* (a. a. O. (Note 63), S. 603ff.) が大いに参考になった。ただし、彼が提唱する「補充権の複数授権説」については、後述するように、多くの点で疑問があり、筆者としては賛成することができない。これに対して、補充権の複数授権説に賛成する我が国の学説として、手塚尚男・手形法・小切手法② (中央経済社、平成一〇年) 一一四頁。なお、同書でも、本稿で検討するドイツの諸学説が採り上げられている (同書一一二頁—一一四頁)。

- (84) これに関連して、動産所有権の譲渡に関するドイツ民法第九二九条と占有の取得に関するドイツ民法第八五四条をそれぞれ挙げておく。

§ 929 BGB

Zur Übertragung des Eigentums an einer beweglichen Sache ist erforderlich, daß der Eigentümer die Sache dem Erwerber übergibt und beide darüber einig sind, daß das Eigentum übergehen soll. Ist der Erwerber im Besitze der Sache, so genügt die Einigung über den Übergang des Eigentums.

§ 854 BGB

(1) Der Besitz einer Sache wird durch die Erlangung der tatsächlichen Gewalt über die Sache erworben.

(2) Die Einigung des bisherigen Besitzers und des Erwerbers genügt zum Erwerbe, wenn der Erwerber in der Lage ist, die Gewalt über die Sache auszuüben.

- (85) Bernstein, a. a. O. (Note 29), S. 62, 63; ders., *Juristische Wochenschrift*, 1930, S. 3752 Fn. 16; Grünhut, a. a. O. (Note 29),

S. 446 Fn. 6; Gaupp-Wagener, a. a. O. (Note 46), S. 68; Karl Adler, Der Umlauf des Blanketwechsel, ZHR Bd. 60 (1907), S. 117; Herzberg, a. a. O. (Note 49), S. 91ff.; Abraham, a. a. O. (Note 73), S. 88; Quassowski/Abrecht, a. a. O. (Note 7), S. 79; Möller, a. a. O. (Note 54), S. 22, 24; Rehfeldt, a. a. O. (Note 59), S. 55; Zöllner, a. a. O. (Note 62), S. 77; Adolf Baumbach/Wolfgang Hefermehl, Wechselgesetz und Scheckgesetz, 8. Aufl., München/Berlin 1965, S. 79 (旧註).

なお、債権譲渡による補充権の移転に関連して特に問題になるのが、債権譲渡に関するフランス民法第三九八条、第四〇四条、第四〇五条、第四一三条である。これらの条文を挙げておく。

§ 398 BGB

Eine Forderung kann von dem Gläubiger durch Vertrag mit einem anderen auf diesen übertragen werden (Abtretung).
Mit dem Abschlusse des Vertrags tritt der neue Gläubiger an die Stelle des bisherigen Gläubigers.

§ 404 BGB

Der Schuldner kann dem neuen Gläubiger die Einwendungen entgegensetzen, die zur Zeit der Abtretung der Forderung gegen bisherigen Gläubiger begründet waren.

§ 405 BGB

Hat der Schuldner eine Urkunde über die Schuld ausgestellt, so kann er sich, wenn die Forderung unter Vorlesung der Urkunde abgetreten wird, dem neuen Gläubiger gegenüber nicht darauf berufen, daß die Eingehung oder Anerkennung des Schuldverhältnisses nur zum Schein erfolgt oder daß die Abtretung durch Vereinbarung mit dem ursprünglichen Gläubiger ausgeschlossen sei, es sei denn, daß der neue Gläubiger bei der Abtretung den Sachverhalt kannte oder kennen mußte.

§ 413 BGB

Die Vorschriften über die Übertragung von Forderungen finden auf die Übertragung anderer Rechte entsprechende Anwendung, soweit nicht das Gesetz ein anderes vorschreibt.

(86) ドイツの通説が白地手形の譲渡の中に補充権の債権譲渡 (Abtretung) を認めてきたことについては、一九世紀後半から二〇世紀の前半にかけて、補充権の法的性質が移転可能な財産権ひいては形成権として特徴づけられてきたこと

- と大いに関係があるものと推測される。なお、ドイツにおいて補充権の財産権性が認められた経緯については、参照・拙稿「白地手形補充権の法律構成——補充権の財産権性に関する歴史的経緯——」愛媛法学会雑誌三四卷三二四号（平成二〇年）一二頁以下、二九頁以下。
- (87) Benstein, a. a. O. (Note 29), S. 63; ders, Juristische Wochenschrift, 1930, S. 3752; Gaupp-Wagener, a. a. O. (Note 46), S. 68; Rehbein/Mansfeld, a. a. O. (Note 47), S. 32; Herzberg, a. a. O. (Note 49), S. 93f.; Quassowski/Albrecht, a. a. O. (Note 7), S. 79; Rehfeldt, a. a. O. (Note 59), S. 55. この立場によれば、白地とされた要件の補充により完成手形が作り出されたのか否かにより法規の適用が厳格に区別されるから、取得者の善意・悪意を判断すべき時点は白地手形の補充時となる。
- (88) 本文でも述べたように、ドイツでは、このような手形債権の取得が「手形債権の善意取得」と呼ばれている。このような呼び名は、ライヒ裁判所が「取得された白地手形の善意の補充」を「手形の善意取得」と同列に置いたことに起因するものと推測される。Vgl. RGZ 129, 336 (338). 前掲(44)。しかしながら、このように「手形債権の善意取得」は手形条例第七四条ないし統一手形法第一六条二項が規定する「善意取得」とは異なるものであることに注意を要する。
- (89) Müller, a. a. O. (Note 54), S. 24f. 補充権の債権譲渡を認める立場では、ドイツ民法の債権譲渡に関する諸規定のうち、とりわけ第四〇四条の規定がいわゆる「手形債権の善意取得」を認めることの妨げとなっている。
- (90) RGZ 65, 409 (411); RGZ 68, 418 (421); Rehbein/Mansfeld, a. a. O. (Note 47), S. 33; Quassowski/Albrecht, a. a. O. (Note 7), S. 80; Baumbach/Hefernehl, a. a. O. (Note 85), S. 79, 81 (旧説)。
- (91) 白地手形の補充に「遡及効」を認める解釈は、Grüthutの所説に由来する。この点について、Grüthutは、次のように述べている。すなわち、「白地署名行為は後の完成という随意条件にからしめられた手形債務を発生させる。条件を満たすこと、つまり後の補充は遡及効を伴って行なわれる。手形書面行為はあたかも受領者による補充の時点で初めて成立したかのようにみなされるべきではなく、あたかもそれが白地手形の引渡の日すでに完成されたものとして引き渡されていたかのようにみなされるべきである。白地手形の署名者は、署名された白地手形の引渡により、彼の側で手形債務を作り出すために必要なすべての行為を行なった。それ故に、その行為は彼の側では完成しており、

- 彼は署名しており、従って間接的に手形の方式を作り出した。あとわずかに債権者として登場しようとする者の側で随意条件を満たすことだけが必要であろう。」ders, a. a. O. (Note 20), S. 446. 要するに、Grühutによれば、白地手形の作成・交付により白地手形の署名者はすでに彼の手形行為を完成しており、白地とされた手形要件の補充は白地手形所持人による随意条件であるにすぎないから、白地手形の補充に遡及効が認められる、というのである。これを理論的に分析すれば、白地の補充に「遡及効」を認める見解は、白地手形の作成・交付によって白地手形の署名者が補充を条件とする条件付手形債務を負担することを肯定していることになる。
- (92) ここにいう「補充権の権利外観的取得」とは、「白地手形の譲渡の際に、譲渡人が彼と署名者との間で合意された補充権の範囲を逸脱して譲受人にその範囲を告げた場合に、譲渡人の指示を信頼した譲受人が譲渡人によって指示された範囲の補充権を原始取得することができるのか」という問題、換言すれば、「この場合に、白地手形の譲受人が補充権の範囲に関する譲渡人の指示を信頼して、白地とされた手形要件を補充することが許されるのか」という問題である。
- (93) Beuthien, a. a. O. (Note 63), S. 604. そのため、ドイツの伝統的な通説は「手形の流通目的は反対の判決を強要する」と述べて、もっぱら実上の必要性から補充権の権利外観的取得を正当化しようとする (Vgl. Reiffeld, a. a. O. (Note 59), S. 55; Zöllner, a. a. O. (Note 62), S. 77)。しかしながら、右のような実際論を持ち出しただけでは、補充権の権利外観的取得を理論的に根拠づけることはできない。
- (94) Thöl, a. a. O. (Note 25), § 121, S. 450ff. 小橋一郎・手形行為論（有信堂、昭和三九年）六九頁。
- (95) Beuthien, a. a. O. (Note 63), S. 606. これと同趣旨の学説として Michaelis, a. a. O. (Note 14), S. 99; Adolf Baumbach/Wolfgang Hefermehl, Wechselgesetz und Scheckgesetz, 9. Aufl., München/Berlin 1967, S. 81. なお、同書の第九版以降の版は「白地手形の署名者は疑わしい場合には第一の受領者はかりでなくすべての後の取得者に補充について授權する。」と述べて、補充権の複數授權説を採用しているようである。Vgl. Adolf Baumbach/Wolfgang Hefermehl, Wechselgesetz und Scheckgesetz, 22. Aufl., München 2000, S. 154; Baumbach/Hefermehl/Casper, a. a. O. (Note 63), S. 144.
- (96) Beuthien, a. a. O. (Note 63), S. 606.
- (97) Hueck/Camaris, a. a. O. (Note 81), S. 122.

- (98) 我が国の学説ではあるが、小橋一郎博士は、いわゆる意思実現行為（日本民法第五二六条第二項）に基づいて、手形行為者と第三取得者との間に契約が成立することを肯定される。すなわち、「手形行為においても相手方の承諾の意思はこれを必要とすると解される。しかし相手方の承諾の意思表示は、これを手形上に記載するすべもなく、承諾の意思表示が手形行為者に達することが期待せられるはずもなく、手形の性質上これを要しないと解すべきである。手形行為は、手形上の意思表示が手形の交付によって相手方に達し、相手方が承諾の意思を有することによって成立する契約である。…（中略）…手形行為者の手形上の意思が手形の譲渡により第三取得者の意思に達し、第三取得者においてこれを承諾する意思を有することによって、手形行為者と第三取得者との間に手形行為に基づく法律関係が生ずる。」小橋・前掲(94)一三〇頁。しかしながら、日本民法第五二六条第二項にいう「承諾の意思表示と認めべき事実」とは、承諾意思そのものではありえず、その意思が何らかの形で表現される必要があるから、小橋博士が申込の意思表示と承諾意思によって契約の成立を認められることには大いに疑問がある。参照・倉澤康一郎「小橋一郎著『手形行為論』法学研究三八巻二号（昭和四〇年）九一頁。
- (99) これと同様の批判が複数契約説（＝裏書人媒介説）に対してなされている。参照・木内宣彦・特別講義手形法小切手法（法学書院、昭和五七年）二二頁。
- (100) Hueck/Canaris, a. a. O. (Note 81), S. 122. 手塚・前掲(88)一一四頁。
- (101) このような白地手形所持人の地位について、Hueck/Canarisは、次のように説明している。すなわち、「白地手形所持人の地位は、条件付手形債権と補充権の結び付きから構成されている。すでに示されたように、その地位は撤回不可であり、しかも破産に耐え得るのであるから、それを期待権と呼ぶことが容易に思い付く。」(ders. a. a. O. (Note 81), S. 121) また Jacobi も、白地手形の作成・交付による（随意）条件付手形債権の成立を肯定したうえで（ders. a. a. O. (Note 58), S. 488）、譲渡の対象を「手形権利に向けた期待権」と理解している（ders. a. a. O. (Note 58), S. 492）。これら以外に、白地手形所持人の地位を「期待権」として特徴づける見解として、Vgl. Barbara Grohmann, Die Rechtsnatur des Blankokzeptes, Diss. Kiel 1962, S. 55ff.; Richardi, a. a. O. (Note 63), S. 130f.
- (102) これを為替手形に即して説明すると、為替手形の振出が基本的な手形行為であって、手形理論における交付契約説を前提とするならば、為替手形の振出とは「基本手形を作成・署名して受取人に交付する行為である」と定義すること

- ができる（もちろん、これは為替手形の振出に関する形式的な定義である）。為替手形の振出を通じて基本手形が作成・交付され、手形要件を具備した形式的に有効な基本手形が存在することを前提として、引受・裏書等の各種の手形行為（＝附属的手形行為）がなされる。この点は「手形行為独立の原則」（統一手形法第七条）について説明されているように、手形行為独立の原則が適用されるためには、手形要件を具備した形式的に有効な基本手形が存在していることが大前提であるから、たとえ引受・裏書等の手形行為がなされたとしても、基本手形が手形要件を欠く場合には、引受・裏書等の手形行為は形式的に無効にならざるを得ない。つまり、手形要件を具備した形式的に有効な基本手形の存在が引受・裏書等の手形行為に共通する成立要素になっているわけである。そして、不完全手形と白地手形の間には客観的な証券上の表章という点で差異はないから、右のことは白地手形についてもそのまま妥当し、基本手形が依然として手形要件を欠く以上、引受・裏書等の手形行為は形式的に無効にならざるを得ない。従って、白地手形が作成・交付された場合において、たとえ条件付であれ、白地の補充により基本手形が完成する以前に手形債権・債務が成立することを認める解釈は、正面から手形の要式証券性・設権証券性に反するものといわなければならない。参照・升本喜兵衛「白地手形本質論（六・完）」法学新報四二巻一一号（昭和七年）三三八頁（註二）。
- (103) なお、Staub/Stranzも白地手形の作成・交付によって補充を法定条件とする手形債務負担が成立することを肯定するが（ders. a. a. O. (Note 56), S. 155, 158）、補充権の移転に関しては、補充を法定条件とする手形債権と補充権との結び付きを考慮していない。補充権の移転に関して、Staub/Stranzが白地手形証券と補充権との結び付きを重視したのは正当であるが、たとえ補充が法定条件であるとしても、基本手形が完成する以前に手形債務負担の成立を認める解釈には賛成することができない（参照・前掲（102））。
- (104) Staub/Stranz, a. a. O. (Note 56), S. 160.
- (105) Staub/Stranz, a. a. O. (Note 56), S. 161.
- (106) Beuthien, a. a. O. (Note 63), S. 605.
- (107) Stranz a. a. O. (Note 63), S. 80. 手塚・前掲（88）一四頁。なお、Stranzも、白地手形の作成・交付によって補充を法定条件とする手形債務負担が成立することを肯定するが（ders. a. a. O. (Note 63), S. 81）、補充権の移転に関しては、補充を法定条件とする手形債権と補充権との結び付きを考慮していない。補充権の移転に関して、Stranzが白地手形

- 証券と補充権との結び付きを重視したのは正当であるが、たとえ補充が法定条件であるとしても、基本手形が完成する以前に手形債務負担の成立を認める解釈には賛成することができない（参照・前掲（102））。
- (108) このように補充権が付随的な権利として未完成手形と不可分な関係にあるのは、白地手形作成・交付の当事者の意思に基づくものと考えられる。
- (109) スイスでも、補充権の移転に関して、これと同様の見解が支持されている。Vgl. Theo Gohl/Hans Merz/Max Kummer: *Das schweizerische Obligationenrecht*, 6. Aufl., Zürich 1972, S. 770. なお、我が国の学説でいうと、田中耕太郎博士の見解がこれに近い（同・手形法小切手法概論（有斐閣、昭和一〇年）三二二頁以下）。
- (110) Beuthien, a. a. O. (Note 63), S. 605; Staub/Straub, a. a. O. (Note 56), S. 160f.
- (111) このような補充権の有価証券的移転は商慣習法を根拠として認められたものであるから、かりに補充権の有価証券的移転の中に補充権の債権譲渡が認められるとしても、その効力については商慣習法がこれを定めるべきであるから、この場合にも補充権の権利外観的取得が排除されることにはならないであろう。
- (112) Möller, a. a. O. (Note 54), S. 24f. 前掲（86）。
- (113) Schumann, a. a. O. (Note 52), S. 100; Möller, a. a. O. (Note 54), S. 24.
- (114) Schumann, a. a. O. (Note 52), S. 100; Möller, a. a. O. (Note 54), S. 24.
- (115) Ulmer, a. a. O. (Note 53), S. 198.
- (116) 補充権の権利外観的取得が認められた結果、白地手形の譲受人が補充権の範囲に関する譲渡人の指示に従って白地とされた手形要件を補充した場合には、譲受人は補充後の完成手形の文言に従った手形債権を取得するとともに、この者による手形金請求に対して署名者は不当補充の抗弁をもって対抗することができなくなる。
- (117) Vgl. Heck/Canaris, a. a. O. (Note 81), S. 122; Oñder, a. a. O. (Note 63), S. 59.
- (118) たとえ「金額」「満期」などの重要な手形要件が白地とされていた場合であっても、白地手形の譲受人による補充権の範囲に関する照会に対して、白地手形の署名者が「譲渡人から告げられた範囲の補充権が存在する」と回答している以上、この場合には、署名者の回答を信頼して白地手形を補充した譲受人の重過失は問題とならず、補充後の完成手形について署名者の手形責任が認められる。

(119) 白地手形の第一の受領者が白地とされた手形要件を自ら補充することなくこれを第三者に譲渡する場合には、白地手形の署名者としては、この者をして自分の手形行為を有効に成立せしめるために、白地手形の譲渡人を通じて「彼らの間で合意された補充権の範囲」を譲受人に伝えて貰う必要がある。すなわち、白地手形の所持人（＝補充権者）は白地とされた手形要件の補充により基本手形を完成させるとともに署名者の手形行為を成立せしめている。つまり、白地とされた手形要件の補充によって基本手形が完成し署名者の手形行為が有効に成立すると、その法律効果として署名者の手形債務が発生する。このように、白地手形の所持人は、白地とされた手形要件の補充により白地手形の署名者の手形行為を有効に成立せしめるという点で、「使者」または「手形行為の代行者」と同様に機能することになる（参照・拙稿「白地手形の補充権に関する一考察——補充権の法的性質とその行使期間——」愛媛法学会雑誌三三三卷三・四合併号（平成一八年）二七二頁以下）。それ故に、白地手形の譲渡人が白地とされ手形要件を自ら補充することなくこれを第三者に譲渡する場合には、この者をして基本手形を完成させ署名者の手形行為を有効に成立せしめるために、白地手形の署名者は、譲渡人を通じて「彼らの間で合意された補充権の範囲」を譲受人に伝えることを委ねているわけである。それ故に、白地手形の譲渡人が補充権の範囲を逸脱して白地手形の譲受人にその範囲を告げた場合には、白地手形の署名者は譲渡人による補充権の範囲の不当指示について原因を作り出したことになるから、このような観点からも、「白地手形の譲渡人によって告げられた範囲の補充権が存在する」という外観作出について、白地手形の署名者に帰責性を認めることができる。

(120) その結果、白地手形の譲受人が——署名者に対して補充権の範囲を照会することなく——譲渡人によって告げられた補充権の範囲を信頼して白地とされた手形要件を自ら補充した場合には、白地手形の署名者に外観作出の帰責性が認められることを前提として、譲渡人の指示を信頼した白地手形の取得者に重過失があるのか否かに従って、補充後の完成手形について署名者の手形責任の可否が決定されることになる。これに対して、白地手形の署名者が指図禁止文言を記載した白地手形を作成・交付した場合には、補充後の完成手形の有価証券的移転ばかりでなく、未完成手形による補充権の有価証券的移転も排除されていると考えられるから（参照・統一手形法第一条一項）、たとえ白地手形の譲渡人が補充権の範囲を逸脱してその範囲を譲受人に告げたとしても、白地手形の署名者による外観作出の帰責性は認められないことになろう。

- (121) 拙稿・前掲(119)二九〇頁。この場合には、手形要件の中でも重要な要件が白地とされているから、不当補充後の完成手形を取得する場合と比べて、署名者に対する取得者の調査・確認義務が加重されてもやむを得ないというべきである。
- (122) 白地手形の署名者にとって受取人の人格が重要であるとすれば、署名者は白地手形の作成の際に自ら受取人を記載したうえでこれを交付することが可能である。それにもかかわらず、白地手形の署名者が受取人未記載のまま白地手形を作成・交付した場合には、受取人に関して、白地手形の作成・交付の当事者間において誰がどのような補充を行っても構わない旨が合意されているものと考えてよい。
- (123) Stranz, a. a. O. (Note 63), S. 80; Hueck/Canaris, a. a. O. (Note 81), S. 122.
- (124) 白地補充後の完成手形を取得する者は通常その手形が白地手形として交付された事実を知らずにこれを取得する。そのため、これは非常に限定された場面になるが (Vgl. Schumann, a. a. O. (Note 52), S. 100f.)、①不当補充後の完成手形の取得者が第一の受領者による白地補充の事実を知っていたが、その不当補充の事実は知らなかった場合というのは、その利益状況を分析すると、②白地手形の第二の受領者が第一の受領者によって告げられた補充権の範囲を信頼して、自らの不当補充によって手形を完成させた場合と極めて類似していることが分かる。すなわち、上記①の場合と②の場合では、取得者は当該手形が白地手形として作成・交付されたものであることを知っているから、どちらの場合も取得者の信頼の対象は「第一の受領者が一定範囲の補充権を持って適法に行動している」という点にある (Vgl. Jacobi, a. a. O. (Note 58), S. 495; Oñder, a. a. O. (Note 63), S. 59)。また、外観作出の帰責性という点でも、上記①の場合と②の場合では、白地手形の署名者が「第一の受領者が補充権の範囲を逸脱して行動する危険」を自ら作り出しているから、どちらの場合も白地手形の署名者に帰責性を認めることが可能である (Vgl. Jacobi, a. a. O. (Note 58), S. 495f.; Oñder, a. a. O. (Note 63), S. 59)。以上のような利益状況の類似性に鑑みると、上記①の場合において取得者の信頼が保護されるとするならば、同様に上記②の場合においても取得者の信頼が保護される必要がある。結果同旨、Staub/Stranz, a. a. O. (Note 50), S. 79; ders, a. a. O. (Note 56), S. 163f.; Schlickum, a. a. O. (Note 63), S. 77f.; Hueck/Canaris, a. a. O. (Note 61), S. 67; ders, a. a. O. (Note 81), S. 123; Sedatits, a. a. O. (Note 63), S. 107.
- (125) この見解によれば、白地が補充されるまでは民法の債権譲渡に関する規定が適用されるが、他方、白地の補充によ

り手形が完成した暁には手形条例ないし統一手形法が適用されるから、白地手形の取得者が手形条例ないし統一手形法による法的保護を受けるためには、白地手形を補充する時で善意・無重過失であることが必要になる。

- (126) もし白地手形の取得後・補充前の悪意によって白地手形の取得者が不当補充の抗弁を受けるとすれば、その地位は極めて不安定なものとなる。白地手形の取得者がその地位を確実なものとするためには、速やかに白地を補充するほかない。従って、白地手形の補充時に善意・無重過失を要求する解釈は、白地手形の取得者に対して即時の白地補充を強要し、白地手形の流通を阻害することになる。薬師寺志光「本問喜一」新「手形法註解」法学志林三七巻一
一号（昭和一〇年）一五七頁（薬師寺志光）。

(127) Beuthien, a. a. O. (Note 63), S. 606f.

(128) Beuthien, a. a. O. (Note 63), S. 607; Jacobi, a. a. O. (Note 58), S. 497; Staub/Stranz, a. a. O. (Note 56), S. 164; BGHZ 54, 1(3).

(129) Beuthien, a. a. O. (Note 63), S. 607; Helmut Köhler, *Haftungsfragen beim Blankowechsel, fehlerhaften Wechsel und verfälschten Wechsel*, Juristische Arbeitsblätter 1977, S. 4.

(130) Beuthien, a. a. O. (Note 63), S. 607.

五 むすび

本稿は、比較法的な観点から、主にドイツを対象として、「補充権の範囲について善意・無重過失であった白地手形の取得者が自ら合意に反する補充を行った場合に、この者が不当補充の抗弁から保護される」という規範が白地手形の商慣習法として判例・学説によって承認された過程を確認するとともに、「どのような法律構成に基づいて、右の規範が認められるのか」という問題を詳しく検討してきた。ドイツ法の解釈として、右の規範は、「白地手形の譲渡において補充権が未完成手形の所有権の譲渡に追隨して（＝未完成手形の裏書または引渡によっ

て有価証券的に「移転される」という理解を前提として、「補充権の権利外観的取得」という法律構成に基づいて、これを理論的に根拠づけることが可能となる。これに関連して、白地手形の取得者の善意・悪意を判断すべき時点については、白地手形の取得時に善意・無重過失であれば足りるとする説が支持されるべきである。補充権の権利外観的取得の結果、白地手形の取得者が補充権の範囲に関する譲渡人の指示に従って白地とされた手形要件を補充した場合には、白地手形の取得者は補充後の完成手形の文言に従った手形債権を取得するとともに、この者による手形金請求に対して署名者は不当補充の抗弁をもって対抗することができない。